

証券コード 4173

2024年5月13日

(電子提供措置の開始日 2024年4月23日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田小川町  
三丁目26-8-2F  
株式会社WACUL  
代表取締役社長 大淵亮平

## 第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第14回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://wacul.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

また、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月29日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  
御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター 1階 Room B  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第14期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項  
議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

また、株主総会の運営に変更が生じた場合には、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際にはご確認くださいようお願い申し上げます。

## 事業報告

(2023年3月1日から)  
(2024年2月29日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行され、社会経済活動の正常化が進んでいるものの、ロシア・ウクライナ情勢の混迷やイスラエル・ガザ衝突等、引き続き不安定な状況が続いております。一方で、米連邦準備理事会（FRB）は利下げに慎重な姿勢を示すものの、世界的に広まった想定外のインフレは2024年以降鈍化するとの見方があり、また、国内では物価沈静化や賃上げ機運が持続することで消費の回復が進み、2024年後半にかけて景気回復が強まるとの見方もあります。

このような状況下、当社が属するDX市場は引き続き成長するものと見込まれており、市場規模は2030年には1兆5038億円にまで達するものと予測されております（「2022 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」富士キメラ総研）。また、「新・フリーランス実態調査 2021-2022年版」（ランサーズ株式会社）によると、2021年10月時点でフリーランス人口は1577万人、経済規模は23.8兆円と、同社が調査を開始した2015年と比較すると、人口は68.3%（640万人）、経済規模は62.7%（9.2兆円）増加しております。また、フリーランスがエージェントサービスを利用して仕事を探す比率も年々増加しており、その利用率は2018年の13.4%から2023年には25.8%と大きく拡大しております（「フリーランス白書 2018」及び「フリーランス白書 2023」一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会）。

そうした環境下において、「知を創集し道具にする」をミッションに掲げる当社は、マーケティングのデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）への関心の高まりを捉えたソリューションの強化及び拡張、増加するフリーランスと企業を結びつける人材マッチング事業の育成を進めてまいりました。

当社は、企業のDXを強力に支えるべく、これまでコンサルティングとデータ分析・改善提案SaaSで培ったナレッジとベストプラクティスを、マーケティングDX実現に必要なサービス群に落とし込み、戦略や施策の策定から社内の組織づくり、マーケティング施策の実装と改善

まで、事業推進を一気通貫で支援しております。

戦略フェーズでは、デジタルマーケティングに留まらないデジタル活用戦略の立案を行う「DXコンサルティング」を、戦術フェーズではデジタルマーケティングのPDCAを支える分析・改善提案ツールである「AIアナリスト」を提供しております。また、そうした設計がなされても実行・実装のできない企業向けに、実行・実装の代行を行うBPOソリューション群と実行・実装を行う人的リソースを提供する人材マッチング事業を提供しております。

このような上流から下流への一気通貫での事業推進支援をより強固なものとするべく、既存事業に存在しないサービスについてはパートナー会社やMarketer Agent登録フリーランスと共に支援しつつ、中期的には社内育成だけでなくM&Aや出資などによるケイパビリティの拡充も含め、内製化・事業化を進めてまいります。当事業年度にはM&Aの検討として数十件のタッピングから1件のデューデリジェンスを実施しましたが、当社の基準に合致した案件はなく、3,053千円のデューデリジェンス費用を計上するに至りました。

新規顧客獲得のためのマーケティング活動においては、当社ナレッジをベースとしたウェビナーの継続的な開催や各種マーケティング関連メディアへの登壇、展示会への出展を行いました。

また、当社の認知獲得施策の一環として、2023年7月に代表取締役の垣内勇威が「LTV（ライフタイムバリュー）の罨」（株式会社日経BP）を出版しました。これまでの「デジタルマーケティングの定石」「BtoBマーケティングの定石」（株式会社日本実業出版社）で、問い合わせ獲得までのデジタル領域のナレッジを保有する企業としての認知を獲得してきましたが、「LTV（ライフタイムバリュー）の罨」で新たに当社が新規顧客の獲得だけでなく既存顧客の育成にまで、スコープを拡大した支援ができることを示すものとなっております。さらに、2024年2月にサービスサイトトップページのリニューアルも実施し、当社の多岐にわたるDXソリューションを明示しております。

これは、当社の支援領域の拡大に合わせて、当社に関する市場からの認知を、サイト改善に特化した支援会社であるというものからデジタルマーケティング全般を支援できる会社であると、アップデートするために戦略的に行ったものであります。

また、各事業それぞれが新規顧客の開拓と既存顧客の継続と拡大を推し進め、順調に売上拡大を実現しました。

プロダクト事業では2023年はGoogleアナリティクスの旧バージョンであるUA（ユニバーサルアナリティクス）から最新バージョンであるGA4（Googleアナリティクス4プロパ

ィ)への移行年であり、当社ビジネスもGA4対応を進めてまいりました。「AIアナリスト」では、UAのデータ取得が終了する2023年7月1日を前に、GA4対応の新機能「GA4対応サイトレポート」をリリースすると同時に、UAのデータのアーカイブ機能を提供することで、旧バージョンで蓄積したデータの消失を回避しながら、最新バージョンにスムーズに移行できる点を新たなメリットとして打ち出し、プロモーションを行いました。2023年7月にはGA4のデータを自動で分析し、実施した施策の効果を検証する「効果検証 (GA4)」機能を提供開始しました。また、2023年8月にはGA4のデータと検索関連データを蓄積するGoogleサーチコンソールのデータを自動的に紐づけして分析を行うGA4版の「SEOレポート (GA4)」をリリースし、2023年9月にはGA4のデータを用いて、自社のWebサイト内の各ページからのフォーム誘導率が計測できる「フォーム誘導」分析機能をリリースするなど、種々の機能強化を実施し、2024年2月末時点では「AIアナリスト」のGA4の連携数が2,000件弱まで伸長しております。

また、「AIアナリスト」の拡販のため、Webマーケティングとクラウドセールステックを展開する株式会社ジオコード（以下、ジオコード）と協業を進め、ジオコードがサービス提供するオーガニックマーケティングにおいて、顧客Webサイトのコンバージョン改善に当社の「AIアナリスト」を積極的に導入することとなりました。これによりジオコードの顧客への「AIアナリスト」導入を進めて参ります。

「AIアナリストAD」では、2023年5月にYahoo!広告の検索広告とディスプレイ広告（運用型）において高い実績を誇る正式な代理店を指す「Yahoo!マーケティングソリューション 2つ星セールスパートナー」に認定、2024年2月にはMeta社からFacebookやInstagramなどのSNS広告運用におけるパフォーマンスとサービスに対して最高レベルの基準を満たした企業に付与される「Meta Business Partners バッジ」を獲得し、これまでの着実な運用実績と事業拡大が、外部から評価されました。現在、収益性の高い大型案件への営業に注力する方針を強め、顧客の入れ替わりを意図的に発生させております。

さらに、2023年10月に実行・実装支援サービスの拡充として「オウンドメディア構築プラン」をリリースいたしました。近年、オウンドメディアとして企業自身が情報を発信する重要性が増してきており、オウンドメディアを持つことで、潜在顧客から明確な顧客層まで、幅広くかつ効果的にアプローチが可能となり、より長い期間での良好な関係を築けるようになります。当社のオウンドメディアである「AIアナリストブログ」運用の知見から、オウンドメディアの構築から運用までをパッケージでサポートしております。

インキュベーション事業では「AIアナリスト」で培った“勝ちパターン”をもとに企業のマー

ケティング戦略、組織設計、オペレーション構築など、マーケティングのDXコンサルティングを提供しました。近年ではインキュベーション事業とプロダクト事業での協働案件を意識的に行うことで、「AIアナリスト」の担当者のコンサルタントスキル向上を図り、コンサルタントプールの拡充を進めております。また、数ヶ月で完了する戦略立案のプロジェクトで終わらず、その実行に伴走するプロジェクトが増加しております。

「Marketer Agent」を展開する人材マッチング事業は、これまでのフリーランスマーケターのマッチングから領域を拡大すべく、マーケティングの推進には欠かせない人材である、クリエイターのマッチングサービスである「Marketer Agent クリエイティブ」のテストマーケティングを2023年6月から開始しました。また、マクロ環境では、フリーランスの労働環境の保護を目的とした「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が可決されるなど、フリーランス市場は引き続き拡大するものと思案しております。このような背景から、さらに事業のスケラビリティを確保すべく、当事業年度にはダイレトリクルーティングサービス等の研究開発を開始し、9,753千円を計上しております。現時点の開発範囲は、既存プロセスの効率化、マッチング精度向上を目指すものでありますが、将来的にはフリーランスプールを開放するダイレトリクルーティングサービスへの展開も視野に入れております。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,817,530千円（前期比34.7%増）、営業利益197,625千円（前期比7.3%増）、経常利益208,608千円（前期比11.4%増）、当期純利益200,548千円（前期比4.3%増）となりました。

また、重要な経営指標である2024年2月末の理論LTV（顧客生涯価値）は5,952千円（2023年2月末5,038千円）、クロスセル率は2024年2月末21.7%（2023年2月末26.1%）となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は118,218千円で、その主なものは、プロダクト事業のサービスに係るソフトウェアの計上であります。

## ③ 資金調達の状況

当期の資金調達は、今後の事業の成長に伴う運転資金の確保と、財務基盤の強化を目的として、2023年11月30日に取引先金融機関3行から5億円の借入を行いました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 11 期<br>(2021年2月期) | 第 12 期<br>(2022年2月期) | 第 13 期<br>(2023年2月期) | 第 14 期<br>(当事業年度)<br>(2024年2月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 712,016              | 1,086,661            | 1,349,675            | 1,817,530                       |
| 経 常 利 益(千円)    | 56,861               | 184,060              | 187,310              | 208,608                         |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 83,657               | 226,008              | 192,284              | 200,548                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 12.31                | 32.12                | 27.16                | 28.12                           |
| 総 資 産(千円)      | 711,178              | 1,251,671            | 1,579,867            | 2,234,406                       |
| 純 資 産(千円)      | 466,547              | 803,029              | 1,005,227            | 1,221,744                       |
| 1株当たり純資産 (円)   | 67.37                | 113.66               | 141.20               | 169.58                          |

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、2020年10月31日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 知見をもとにした新規事業・新規機能開発による成長市場の獲得

近年のDX（デジタル・トランスフォーメーション）、AI、データアナリティクス及びSaaSに対する関心の高まりに象徴されるように、当社の提供するサービスが属する各市場は今後ますます市場成長が見込まれております。当社が提供する既存サービスは継続的な取引を行う顧客基盤を確立しており、安定的な月額利用料収益を得ております。そうした顧客との継続的接点を活かしながら、当社の独自に保有する知見を事業・機能として、いち早く投入することで、拡大する市場を早期に獲得することが重要な課題と認識しております。

### ② 優秀な人材の確保

当社は専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力し、少人数での効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織体制の整備を進めてまいりました。

今後のDX市場の拡大に伴う事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、引き続き優秀な



人材を確保・育成することは当社の事業展開を図るうえで重要と認識しておりますが、優秀な能力を持つ人材獲得は、他社とも競合し、安定した人材確保が容易ではない状況が今後も継続すると考えております。これまで同様、効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた優秀な人材の組織体制の整備を進めることが課題であると認識しております。

開発部門においては、サービスの利便性及び機能の向上並びに新規サービス開発のため、優秀なエンジニアの採用を継続的に行ってまいります。営業・マーケティング部門においては、収益基盤の強化とあわせて採用を行ってまいります。また、コンサルティング部門においては、デジタル知見だけでなく、高い視点で顧客のDXを強力に推進できる優秀なコンサルタントの採用を進めてまいります。

### ③ 顧客リーチの強化

当社は、これまで広告宣伝活動に頼らず、当社が持つデジタルマーケティング技術及び提供サービスの機能優位性に拠る形で、当社の直接的なアプローチによる顧客獲得を図ってまいりました。その結果として、現在、幅広い業種の企業に当社サービスを導入いただき、継続的な取引による顧客基盤の構築を実現することができていると考えております。

しかしながら、一層のソリューションの社会実装による事業のさらなる拡大を図るにあたり、当社ブランド及びソリューションの販路拡大が重要となるため、広報・プロモーション活動による認知度の向上や顧客を多く保有する企業との協業による、顧客リーチの強化が重要な課題と認識しております。

### ④ 独自データの蓄積・解析による知見の強化

多くのマーケティング関連ツールがビッグデータの整理によって可視化するに留まる中、当社のプロダクトはユーザーの過去のPDCAの蓄積から、次に行うべきアクションまでを具体的に提供することができる点で、差別化ができております。今後も、顧客へ高い付加価値を提供し続けるためには、PDCAデータという独自データの蓄積をさらに進め、AI技術等の分析技術を高度化することで、分析・提案の高度化と多様化を続けることが重要な課題と認識しております。

引き続き、有識者と顧問契約を締結し、適宜情報交換を行うことで、独自データの蓄積・解析体制の強化による、新たな知見の獲得と強化に努めてまいります。

### ⑤ 事業領域の拡大

当社は、マーケティングのDXに関するソリューションを戦略立案からデータ分析、実行実装代行と上流から下流まで、また人材支援も含めて総合的に提供してまいりました。

今後その周辺サービスをさらに拡販・成長するためには、デジタルマーケティングのみに閉じず、データ基盤の構築やマーケティング&セールスといった、バックエンドやマーケティングによる見込み顧客の獲得後の後工程などの隣接する事業領域への早期の事業展開が重要な課題と認識しております。M&Aや出資を通じた新規知見の獲得、隣接する事業領域のソリューションを持つ企業との提携により、早期の事業領域の拡大に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

| 事業区分           | 事業内容                                                                                                               |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| プロダクト事業        |                                                                                                                    |
| AIアナリスト        | デジタルマーケティング関連データをクラウド上で連携するだけでレポートの作成、データ分析結果からの改善提案、実施した改善施策の記録と成果の測定などが可能となる、デジタルマーケティングのPDCAをサポートするプラットフォーム     |
| AIアナリスト SEO    | 「AIアナリスト」のレポート・改善提案機能を活用しながら「コンバージョン*＝購買・商談機会の獲得」を最大化するためのコンテンツのデータ分析・骨子作成・文章執筆をサイト運営者に代わって制作する、コンテンツマーケティング支援サービス |
| AIアナリスト AD     | 「AIアナリスト」のレポート・改善提案機能を活用しながら、運用状況の監視などをシステム化して運用品質の担保をした、デジタル広告の運用代行サービス                                           |
| クリエイティブ サービス   | 当社の保有する大量のサイトデータから得られたナレッジを基に、成果の出るサイトに必要なメソッドを集約してノウハウ化した、ワイヤーフレーム・デザイン・コーディング・フォーム作成まで対応可能なサービス                  |
| インキュベーション事業    |                                                                                                                    |
| DXコンサルティング     | 最先端のデータ分析に基づいたデジタルマーケティングを推進する企業に対するコンサルティングのサービス                                                                  |
| 人材マッチング事業      |                                                                                                                    |
| Marketer Agent | フリーランスであるマーケター・クリエイターのマッチング及びマーケター・クリエイターの正社員の有料職業紹介                                                               |

\*Webサイトにおける最終的な成果・目的のことを指し、主なものとして、商品の購入・予約、会員登録、資料請求、お問い合わせなどがあります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年2月29日現在)

|   |   |         |
|---|---|---------|
| 本 | 社 | 東京都千代田区 |
|---|---|---------|

(7) 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

| 従業員数     | 前事業年度末比増減 |
|----------|-----------|
| 74 (18)名 | 8名増 (6名増) |

(注) 従業員数は就業人員（正社員及び契約社員）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 251,381千円 |
| 株式会社りそな銀行    | 156,413千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 91,700千円  |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 41,200千円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2024年2月29日現在)

- (1) 発行可能株式総数 27,168,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,138,840株
- (3) 株主数 5,408名
- (4) 大株主

| 株主名                    | 持株数        | 持株比率   |
|------------------------|------------|--------|
| 大淵亮平                   | 1,125,900株 | 15.77% |
| 垣内勇威                   | 826,200株   | 11.57% |
| ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合    | 442,300株   | 6.20%  |
| 楽天証券株式会社               | 296,500株   | 4.15%  |
| 竹本祐也                   | 231,000株   | 3.24%  |
| 鈴木達哉                   | 175,400株   | 2.46%  |
| 株式会社マイナビ               | 156,000株   | 2.19%  |
| 株式会社SBI証券              | 141,200株   | 1.98%  |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 117,300株   | 1.64%  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)     | 115,200株   | 1.61%  |

(注) 1. 当社は、自己株式を所有していません。

2. 当事業年度における新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は46,890株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                                  | 第2回新株予約権                                              | 第3回新株予約権                                          | 第8回新株予約権                                             |
|------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                                  | 2019年5月28日                                            | 2019年5月28日                                        | 2023年6月23日                                           |
| 新株予約権の数                |                                  | 17,200個                                               | 2,750個                                            | 15,000個                                              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                                  | 普通株式 516,000株<br>(新株予約権1個につき30株)                      | 普通株式 82,500株<br>(新株予約権1個につき30株)                   | 普通株式 15,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                       |
| 新株予約権の払込金額             |                                  | 新株予約権1個につき110円                                        | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                               | 新株予約権1個につき142円                                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                                  | 新株予約権1個当たり5,490円<br>(1株当たり 183円)                      | 新株予約権1個当たり5,490円<br>(1株当たり 183円)                  | 新株予約権1個当たり735円<br>(1株当たり 735円)                       |
| 権利行使期間                 |                                  | 2019年9月1日から2029年8月31日まで                               | 2021年5月29日から2029年5月28日まで                          | 2025年6月1日から2030年5月31日まで                              |
| 行使の条件                  |                                  | (注) 3                                                 | (注) 4                                             | (注) 5                                                |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(監査等委員<br>及び社外取締<br>役を除く) | 新株予約権の数<br>17,200個<br>目的となる株式数<br>516,000株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数<br>500個<br>目的となる株式数<br>15,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数<br>15,000個<br>目的となる株式数<br>15,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役<br>(監査等委員<br>を除く)          | —                                                     | —                                                 | —                                                    |
|                        | 取締役<br>(監査等委員)                   | —                                                     | —                                                 | —                                                    |

- (注) 1. 2020年10月31日付で行った普通株式1株を30株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 上記のうち取締役1名が保有している第3回新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
3. 第2回新株予約権の行使の条件
- ①本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 上記において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場

- 合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。))。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。))。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
  - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が上記において定められた行使価額を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社は第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。))。
- ②本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑤本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - ⑥本新株予約権者は、当社株式が上場市場に上場したのち、本新株予約権を行使することができる。

#### 4. 第3回新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 5. 第8回新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、2025年2月期乃至2028年2月期の各年度において、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書、キャッシュ・フロー計算書において、2025年2月期乃至2028年2月期のEBITDAが期間中一度でも500百万円以上を達成した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使すること

ができる。上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上（連結損益計算書を作成していない場合、キャッシュ・フロー計算書）の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、EBITDAの額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上（連結損益計算書を作成していない場合、キャッシュ・フロー計算書）の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、権利確定条件付き有償新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるEBITDAの額が適用される。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。なお、当期純利益の額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載されている損益計算書の額を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ②本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |       | 第7回新株予約権                                       |
|------------------------|-------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |       | 2023年6月23日                                     |
| 新株予約権の数                |       | 18,000個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |       | 普通株式 18,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                 |
| 新株予約権の払込金額             |       | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |       | 新株予約権1個当たり 725円<br>(1株当たり 725円)                |
| 権利行使期間                 |       | 2025年6月24日から<br>2033年6月23日まで                   |
| 行使の条件                  |       | (注)                                            |
| 使用人等への<br>交付状況         | 当社従業員 | 新株予約権の数 18,000個<br>目的となる株式数 18,000株<br>保有者数 2名 |

(注) 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。



## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2024年2月29日現在)

| 会社における地位           | 氏 名       | 性別 | 担当及び重要な兼職の状況                                                                          |
|--------------------|-----------|----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長            | 大 淵 亮 平   | 男  | 合同会社ダイエン 代表社員                                                                         |
| 代 表 取 締 役          | 垣 内 勇 威   | 男  | 株式会社アンティアス 代表取締役                                                                      |
| 取 締 役              | 竹 本 祐 也   | 男  | コーポレート担当                                                                              |
| 取 締 役              | 松 尾 龍     | 男  | ビジネス担当<br>TOGARO株式会社 代表取締役                                                            |
| 取 締 役              | 舩 木 真 由 美 | 女  | 株式会社シプード 代表取締役<br>ロードスターキャピタル株式会社 社外取締役                                               |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 吉 村 貞 彦   | 男  | 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 取締役 (監査等委員)                                                        |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 梅 本 大 祐   | 男  | ブレークモア法律事務所 弁護士<br>コーニングジャパン株式会社 監査役<br>コーニングインターナショナル株式会社 監査役                        |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 井 出 彰     | 男  | 井出公認会計士事務所 代表<br>プレミアムエン지니어リング株式会社 監査役<br>AIコーポレートアドバイザリー株式会社 代表取締役<br>株式会社wevna1 監査役 |

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
2023年5月30日開催の第13回定時株主総会において、井口善文氏が退任し、新たに松尾龍氏が取締役を選任され就任いたしました。
2. 取締役舩木真由美氏及び監査等委員である取締役吉村貞彦氏、梅本大祐氏及び井出彰氏は、社外取締役であります。
  3. 監査等委員である取締役吉村貞彦氏及び井出彰氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - ・監査等委員である取締役吉村貞彦氏は、公認会計士、上場企業の監査役・監査等委員及び監査法人における経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - ・監査等委員である取締役井出彰氏は、現職の公認会計士であるとともに監査法人における経験も有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  4. 監査等委員である取締役梅本大祐氏は、現職の弁護士であり、企業法務及び会社法等に関する相当程度の知見を有しております。
  5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、吉村貞彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
  6. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、船木真由美氏、吉村貞彦氏、梅本大祐氏及び井出彰氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。その契約の概要は、以下のとおりです。

### ① 被保険者の範囲

当社取締役（監査等委員であるものを含む。）及び管理職従業員

### ② 保険契約の内容の概要

#### 1)被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

#### 2)填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由が設けられています。

## (4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は2022年5月30日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」を決議しており、取締役（監査等委員であるものを除く。）の役員報酬に係る決定方針について定めております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査等委員である取締役との事前協議の内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の概要は、以下のとおりであります。

### ① 基本方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の役員報酬について、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・明確性のある手続に従い、報酬制度を

設計し、具体的な報酬額を決定することを基本方針とする。

② 取締役の個人別の報酬等のうち、次の事項の決定に関する方針

1)個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額又は算定方法

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役の役位、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。具体的な方針及び基準については今後検討を進める。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬については、2019年5月28日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議している。

2)業績連動報酬等について業績指標の内容、額又は数の算定方法

採用していない。

今後、業績連動報酬については単年度業績、経営重要指標等を参考に検討を進める。

3)非金銭報酬等（ストックオプション等）の内容、額もしくは数又は算定方法

非金銭報酬は、企業価値の持続的向上を目指すこと、株主様との一層の価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬とする。譲渡制限付株式報酬割当契約においては、①2年間から10年間で当社取締役会が定める期間、又は、当社の取締役その他当社の取締役会にて定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②法令、社内規則又は譲渡制限付株式割当契約の違反その他の株式を無償で取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合には、当該株式を無償で取得すること等を定める。なお、譲渡制限付株式報酬の付与に当たっては、本報酬制度の目的、対象者の役位、職責その他諸般の事情を考慮して適切な水準を設定する。同様の考え方にに基づき、社外取締役に対しても非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬を設定する。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式報酬は、2022年5月30日開催の定時株主総会において年額50百万円以内(うち社外取締役分は年額2.5百万円以内)と決議している。

4)1)2)3)の割合（構成比率）の決定方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、役位、他社水準、当社の業績、従業員給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定される基本報酬と非金銭報酬の割合となる。

③ 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

固定報酬は金銭とし、在任中に毎月定期的に支払う。

非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬は、原則として一事業年度につき一度付与する。

④ 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

1)委任を受ける者の氏名又は当社での地位・担当

代表取締役が取締役会から委任を受けて、株主総会で承認を得た年額の範囲内で監査等委員との協議のうえ、個別の報酬額を決定する。

今後、報酬委員会を設置することも視野に入れて検討を進める。

2)委任する権限の内容

個人別の報酬等について金額・条件等の決定。ただし、非金銭報酬等の額・条件等の決定を除く。

3)権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

該当事項なし。

⑤ 報酬等の内容の決定方法（③の事項を除く。）

該当事項なし。

⑥ その他個人別の報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当事項なし。

## (5) 取締役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別総額<br>(千円)  |            | 対象となる<br>役員<br>の<br>員数<br>(名) |
|----------------------------|--------------------|--------------------|------------|-------------------------------|
|                            |                    | 基本報酬               | 非金銭<br>報酬等 |                               |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 73,551<br>(3,000)  | 73,551<br>(3,000)  | —<br>(—)   | 6<br>(1)                      |
| 監査等委員である取締役<br>（うち社外取締役）   | 13,200<br>(13,200) | 13,200<br>(13,200) | —<br>(—)   | 3<br>(3)                      |
| 合 計<br>（うち社外取締役）           | 86,751<br>(16,200) | 86,751<br>(16,200) | —<br>(—)   | 9<br>(4)                      |

(注) 1. 上表には、2023年5月30日に退任した取締役1名（うち社外取締役0名）を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2019年5月28日開催の第9回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は、5名（うち社外取締役0名）です。また、上記金銭報酬とは別枠で、2022年5月30日開催の第12回定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額50百万円以内（うち社外取締役分は2.5百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。

4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年5月28日開催の第9回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役3名）です。また、上記金銭報酬とは別枠で、2022年5月30日開催の第12回定時株主総会において、監査等委員である取締役に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額10百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役3名）であります。

5. 取締役会は、代表取締役社長大淵亮平に各取締役（監査等委員であるものを除く。）の具体的な金額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に監査等委員である取締役との間で、取締役報酬の決定方針及び適正な決定手続等に関する協議を行っております。

### ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。

- ③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

**(6) 社外役員に関する事項**

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 社外取締役である船木真由美氏は、株式会社シプードの代表取締役、ロードスターキャピタル株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。
  - ・ 監査等委員である取締役吉村貞彦氏は、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
  - ・ 監査等委員である取締役梅本大祐氏は、ブレイクモア法律事務所の弁護士、コーニングジャパン株式会社の監査役及びコーニングインターナショナル株式会社の監査役であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。
  - ・ 監査等委員である取締役井出彰氏は、井出公認会計士事務所の代表、プレミアアンチエイジング株式会社の監査役、AIコーポレートアドバイザー株式会社の代表取締役及び株式会社wevnaの監査役であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|                            | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 船 木 真 由 美            | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席しております。出席した取締役会においては、主に企業コミュニケーションに関する専門的な知見及び会社経営者としての経営経験の観点から、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。                                                                                   |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) 吉 村 貞 彦 | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席しております。出席した取締役会においては、主に公認会計士・監査法人における豊富な経験を通じて培った専門的知見から、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。<br>また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のすべてに出席しております。出席した監査等委員会においては、審議に必要な発言及び監査業務全般に資する発言を適宜行っております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員) 梅 本 大 祐   | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席しております。出席した取締役会においては、主に弁護士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。<br>また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のすべてに出席しております。出席した監査等委員会においては、審議に必要な発言及び監査業務全般に資する発言を適宜行っております。        |
| 取 締 役<br>(監査等委員) 井 出 彰     | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席しております。出席した取締役会においては、主に公認会計士・監査法人における豊富な経験を通じて培った専門的知見から、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。<br>また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のすべてに出席しております。出席した監査等委員会においては、審議に必要な発言及び監査業務全般に資する発言を適宜行っております。 |

(注) 上記の取締役会出席回数に記載の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 28百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。



## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1)当社は、企業活動の根本に法令遵守を位置付け、取締役は法令遵守体制の充実や社内教育・啓発に努める。
- 2)定期的開催する取締役会にて、各取締役は重要な職務執行の状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- 3)内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守その他適切な職務執行を確認し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1)文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- 2)取締役は、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)リスクについては、各部門において洗い出し、重要度、緊急度及び頻度等を検討した上で予防策を敷く。
- 2)リスクが顕在化した際は迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を構築・整備する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監視・監督する。
- 2)中期経営計画及び年度予算を策定し、目標を明確にして計数管理を行うとともに、その計画に基づいて職務執行の状況を監視・監督する。
- 3)職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及びその他諸規程に基づき、業務分担及び職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1)当社は、法令遵守はもとより、高い倫理観を持ち誠実な企業活動を行うものとする。

- 2) 使用人に対して、当社の一員として必要な知識の習得と、法令遵守に関する啓発を適宜実施し、浸透・徹底を図る。
- 3) 内部監査人は、各部門の職務執行の法令及び定款並びに社内諸規程への適合を確認し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
監査等委員会が求めた場合は、その職務を補助する使用人を置くものとする。
- ⑦ 前号の取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項  
前号の取締役及び使用人の人事評価及び人事異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑧ 前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
前号の取締役及び使用人に関して、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- 1) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受けることができる。
  - 2) 取締役及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて、職務執行の状況その他必要な報告及び情報提供を行う。
  - 3) 監査等委員会は、契約書及び決裁書類その他重要な書類を随時閲覧・確認できる。
  - 4) 内部監査人は、監査等委員会に対して、内部監査の結果等について報告を行う。
- ⑩ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員会に報告した者を、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑪ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行うことが可能な体制とする。
- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席できることとする。
  - 2) 監査等委員会は、代表取締役社長と四半期に1度の定期的な打合せ及び意見交換を行うほか、必要に応じて取締役及び使用人にヒアリングを実施する。
  - 3) 監査等委員会は、内部監査人及び会計監査人と四半期に1度の定期的な打合せを行い、相互連携を図るほか、必要に応じて報告を求める。
  - 4) 監査等委員会が必要と認める場合には、弁護士や公認会計士等の外部の専門家を活用できる。
- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
 「内部統制システム」に関する基本方針及び関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ⑭ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 1) 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求は断固拒絶することを基本的な考えとする。
  - 2) 取引先等につき、反社会的勢力との関係の有無を確認するとともに、外部関係機関等からの情報収集に努める。
  - 3) 反社会的勢力への対応に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関との協力・連携体制を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会を21回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。

### ② 監査等委員監査の実施状況

内部監査と連携して監査等委員監査を実施しております。取締役会への出席や重要な書類等の閲覧調査を定期的にも実施しております。

### ③ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

内部統制システムに関する基本方針及び社内規程に基づき、決算数字の確定から開示までの作成プロセス、及び開示プロセスを適正に実施しております。

### ④ 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

反社会的勢力への対応に係る社内規程の制定及び改定の際には、執行役員会への報告の上で、執行役員による各部門内での周知等を行うこととしております。また、社内にてコンプライアンスに関連する研修・社内周知等を実施する際には、必要に応じて、反社会的勢力への対応に係る事項の周知・説明を盛り込んでおります。

管理部門においては、暴力団追放運動推進都民センター等の外部機関からの情報収集を行うほか、必要に応じて顧問弁護士等と協議・相談を行う体制を整えております。

取引の実施に際しては、「日経テレコン21」等の外部ツールを利用して新規取引先の事前チェック及び既存取引先の継続的なチェックを行うとともに、取引先と締結する契約書等においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に契約解除する旨の条項（いわゆる暴排条項）を設けております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上と、経営体質強化のために必要な内部留保の確保とを総合的に勘案した上で、株主の皆様にも適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、当期純利益を計上いたしましたが、利益剰余金の状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、期末配当を無配とさせていただきます。

# 貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,795,184</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>627,367</b>   |
| 現金及び預金             | 1,461,350        | 1年内返済予定の長期借入金        | 155,399          |
| 売掛金                | 213,429          | 未払金                  | 365,581          |
| 仕掛品                | 1,178            | 未払費用                 | 4,218            |
| 前渡金                | 772              | 未払法人税等               | 24,763           |
| 前払費用               | 26,105           | 前受金                  | 9,590            |
| 立替金                | 94,063           | 賞与引当金                | 27,391           |
| 貸倒引当金              | △1,717           | その他                  | 40,422           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>439,222</b>   | <b>固 定 負 債</b>       | <b>385,295</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>4,579</b>     | 長期借入金                | 385,295          |
| 建物附属設備             | 7,737            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,012,662</b> |
| 減価償却累計額(建物附属設備)    | △4,045           | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                  |
| 建物附属設備(純額)         | 3,691            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,210,638</b> |
| 器具及び備品             | 12,138           | 資 本 金                | 538,024          |
| 減価償却累計額(器具及び備品)    | △11,251          | 資 本 剰 余 金            | 112,119          |
| 器具及び備品(純額)         | 887              | 資 本 準 備 金            | 112,119          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>255,587</b>   | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>560,494</b>   |
| ソフトウェア             | 255,261          | その他利益剰余金             | 560,494          |
| ソフトウェア仮勘定          | 325              | 繰越利益剰余金              | 560,494          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>179,055</b>   | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>11,105</b>    |
| 繰延税金資産             | 167,012          | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,221,744</b> |
| その他                | 12,042           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>2,234,406</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>2,234,406</b> |                      |                  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 1,817,530 |
| 売 上 原 価                 | 714,247   |
| 売 上 総 利 益               | 1,103,282 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 905,656   |
| 営 業 利 益                 | 197,625   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 10        |
| 受 取 手 数 料               | 13,057    |
| そ の 他                   | 75        |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 1,296     |
| 支 払 手 数 料               | 863       |
| 経 常 利 益                 | 208,608   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 208,608   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 32,611    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △24,552   |
| 当 期 純 利 益               | 200,548   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |              |                                 |              | 株主資本合計    |
|------------------------------|---------|-----------|--------------|---------------------------------|--------------|-----------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金                       |              |           |
|                              |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                    | 533,678 | 107,774   | 107,774      | 359,945                         | 359,945      | 1,001,398 |
| 当 期 変 動 額                    |         |           |              |                                 |              |           |
| 新 株 の 発 行                    | 4,345   | 4,345     | 4,345        |                                 |              | 8,690     |
| 当 期 純 利 益                    |         |           |              | 200,548                         | 200,548      | 200,548   |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額 (純額) |         |           |              |                                 |              |           |
| 当 期 変 動 額 合 計                | 4,345   | 4,345     | 4,345        | 200,548                         | 200,548      | 209,239   |
| 当 期 末 残 高                    | 538,024 | 112,119   | 112,119      | 560,494                         | 560,494      | 1,210,638 |

|                              | 新株予約権  | 純資産合計     |
|------------------------------|--------|-----------|
| 当 期 首 残 高                    | 3,828  | 1,005,227 |
| 当 期 変 動 額                    |        |           |
| 新 株 の 発 行                    |        | 8,690     |
| 当 期 純 利 益                    |        | 200,548   |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額 (純額) | 7,276  | 7,276     |
| 当 期 変 動 額 合 計                | 7,276  | 216,516   |
| 当 期 末 残 高                    | 11,105 | 1,221,744 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～17年

器具及び備品 4年～10年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

リカーリング型の収益は、顧客との契約期間において履行義務を負うサービスであり、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて一定期間で収益を認識しております。主に、プロダクト事業ではデジタルマーケティングのPDCAをサポートするサービス、インキュベーション事業ではプロジェクト型でないコンサルティングサービス、人材マッチング事業ではデジタルマーケティングを実行する人材を供給するサービスを提供しております。なお、広告運用の代行サービスにおいては当社の役割が代理人に該当する取引であるため、純額で収益を認識しております。

プロジェクト型の収益は、顧客との契約期間において履行義務を負うサービス、又は一時点で充足する履行義務を負うサービスであり、一定期間又は一時点で収益を認識しております。主に、プロダクト事業では役務提供開始時の初期設定サービスやサイト制作サービス、インキュベーション事業ではデジタルマーケティングを推進する企業に対するプロジェクト型のコンサルティングサービス、人材マッチング事業ではマッチングミスを防ぐことを目的として本契約開始前にトライアルで人材を供給するサービスを提供しております。

また、全ての契約について、支払期限は顧客との個別契約に基づいております。その際、一部の契約では、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に支払を受けております。これらについて、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 167,012千円
- ② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

(算定方法)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に従って過去の税務上の繰越欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジューリングを行い、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

(主要な仮定)

将来の課税所得の見積りにつきましては、取締役会に承認された翌事業年度以降の中期経営計画を基礎としております。中期経営計画は、過去の実績及び現在の経営環境を考慮した上で、将来の経営戦略に基づき作成しております。なお、当該計画の策定に当たっては、プロダクト事業における過去の実績を踏まえた更新率や新規取引見込み、インキュベーション事業における顧客ごとの過去の実績及び計画策定時点の受注状況を踏まえた受注見込み、人材マッチング事業における過去の実績を踏まえた継続率や新規取引見込みといった仮定を使用して見積りを行っております。これらの仮定に基づく見積りは繰延税金資産の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(翌事業年度の計算書類に与える影響)

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- |                                                              |            |
|--------------------------------------------------------------|------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数                                 |            |
| 普通株式                                                         | 7,138,840株 |
| (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 |            |
| 普通株式                                                         | 612,000株   |

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 税務上の繰越欠損金（注）          | 141,539千円        |
| 賞与引当金                 | 8,387千円          |
| ソフトウェア償却              | 25,598千円         |
| 研究開発費                 | 240千円            |
| 未払事業税                 | 2,764千円          |
| 貸倒引当金                 | 525千円            |
| 資産除去債務                | 1,612千円          |
| その他                   | 1,969千円          |
| 繰延税金資産 小計             | <u>182,638千円</u> |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注） | △14,013千円        |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | <u>△1,612千円</u>  |
| 評価性引当額 小計             | <u>△15,626千円</u> |
| 繰延税金資産 合計             | <u>167,012千円</u> |

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

|                   | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) | 合計<br>(千円)      |
|-------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|-----------------|
| 税務上の繰越欠損金<br>(※1) | －            | 12,799              | 67,951              | 17,945              | －                   | 42,843      | 141,539         |
| 評価性引当額            | －            | －                   | －                   | －                   | －                   | △14,013     | △14,013         |
| 繰延税金資産            | －            | 12,799              | 67,951              | 17,945              | －                   | 28,830      | (※2)<br>127,526 |

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金141,539千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産127,526千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

資金計画に基づき必要な資金は第三者割当による株式の発行や銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金などに限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日となっております。

借入金は、主に運転目的の資金として調達しており、返済日は最長で決算日後4年9ヶ月であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(イ)流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務や借入金について、コーポレート本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「前渡金」、「立替金」、「未払金」、「未払法人税等」並びに「前受金」については、現金であること、並びに預金、売掛金、前渡金、立替金、未払金、未払法人税等及び前受金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

|                                 | 貸借対照表計上額 | 時 価     | 差 額  |
|---------------------------------|----------|---------|------|
| 長期借入金<br>(1年内返済予定の<br>長期借入金を含む) | 540,694  | 540,370 | △323 |
| 負債計                             | 540,694  | 540,370 | △323 |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。
- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分                                  | 時価 (千円) |         |      |         |
|-------------------------------------|---------|---------|------|---------|
|                                     | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定<br>の長期借入金を含<br>む) | —       | 540,370 | —    | 540,370 |
| 負債計                                 | —       | 540,370 | —    | 540,370 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 当事業年度     |
|---------------|-----------|
| リカーリング型 (注) 1 | 1,007,908 |
| プロジェクト型 (注) 2 | 809,621   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,817,530 |
| その他の収益        | —         |
| 外部顧客への売上高     | 1,817,530 |

(注) 1. 主に自動更新条項があり、継続的な収益獲得を前提とした契約であります。AIアナリスト、AIアナリストSEO、AIアナリストADの月額利用、インキュベーション事業におけるプロジェクト型でないコンサルティング契約、人材マッチング事業におけるフリーランスマーケターの稼働等の契約を含めております。

2. 継続的な収益獲得を前提としない契約であります。AIアナリスト等の初期設定費用、サイト制作費用、インキュベーション事業におけるプロジェクト型のコンサルティング契約、人材マッチング事業におけるトライアル契約、初期手数料等の契約を含めております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 当事業年度期首残高 | 当事業年度期末残高 |
|---------------|-----------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 192,686   | 213,429   |
| 契約負債          | 9,053     | 9,590     |

貸借対照表において、契約負債は流動負債の「前受金」に含まれております。契約負債は、主にAIアナリストの提供における顧客からの前受代金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、9,053千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

**8. 1株当たり情報に関する注記**

|                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 169円58銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 28円12銭  |

**9. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月15日

株式会社W A C U L  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂上 藤 継  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 工 藤 貴 久  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社W A C U Lの2023年3月1日から2024年2月29日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月18日

株式会社WACUL 監査等委員会

常勤監査等委員 吉 村 貞 彦 ㊟

監 査 等 委 員 梅 本 大 祐 ㊟

監 査 等 委 員 井 出 彰 ㊟

(注) 監査等委員吉村貞彦、梅本大祐及び井出彰は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

**議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、当社の監査等委員会は、本議案で提案されている全ての取締役候補者について特段指摘すべき事項は無いとの結論に至っております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | おお ぶち りょう へい<br>大 淵 亮 平<br>(1987年9月24日生) | 2010年4月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ（現 ポストン・コンサルティング・グループ合同会社）入社<br>2011年9月 当社 取締役<br>2017年12月 当社 代表取締役社長（現任）<br>2021年5月 合同会社ダイエン 代表社員（現任）<br>(現在の地位・担当)<br>代表取締役社長<br>(重要な兼職の状況)<br>合同会社ダイエン 代表社員 | 1,125,900株     |
| 2     | かき うち ゆう い<br>垣 内 勇 威<br>(1984年4月12日生)   | 2007年4月 株式会社ビービット 入社<br>2013年11月 当社 入社<br>2014年10月 当社 取締役<br>2022年5月 当社代表取締役（現任）<br>2022年6月 株式会社アンティアス 代表取締役<br>(現任)<br>(現在の地位・担当)<br>代表取締役<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社アンティアス 代表取締役                | 826,200株       |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | たけ もと ゆう や<br>竹 本 祐 也<br>(1985年8月13日生) | 2008年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社<br>入社<br>2013年7月 A.T.カーニー株式会社 入社<br>2018年7月 当社 取締役(現任)<br>(現在の地位・担当)<br>取締役 コーポレート担当<br>(重要な兼職の状況)<br>該当事項はありません。                                                                                 | 231,000株          |
| 4         | まつ お りょう<br>松 尾 龍<br>(1988年3月13日生)     | 2010年4月 楽天株式会社(現 楽天グループ株式<br>会社) 入社<br>2015年4月 オンサイト株式会社 入社<br>2018年10月 TOGARRO株式会社 代表取締役(現<br>任)<br>2018年11月 当社 入社<br>2019年9月 当社 執行役員<br>2023年5月 当社 取締役(現任)<br>(現在の地位・担当)<br>取締役 ビジネス担当<br>(重要な兼職の状況)<br>TOGARRO株式会社 代表取締役 | -                 |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5         | ふな き ま ゆ み<br>船 木 真 由 美<br>(1978年8月6日生) | 2001年4月 株式会社メディア・バスターズ 入社<br>2003年10月 株式会社ベクトル 入社<br>2005年9月 株式会社ブレインズ・カンパニー 入社<br>2008年4月 楽天株式会社(現 楽天グループ株式会社) 入社<br>2014年4月 株式会社シプード 入社<br>2015年7月 同社 取締役<br>2016年4月 同社 代表取締役(現任)<br>2021年3月 ロードスターキャピタル株式会社 社<br>外取締役(現任)<br>2022年5月 当社 社外取締役(現任)<br>(現在の地位・担当)<br>社外取締役<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社シプード 代表取締役<br>ロードスターキャピタル株式会社 社外取締役 | -                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 船木真由美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 船木真由美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要としては、豊富な広報業務経験に加えて150社を超える企業の広報支援業務に携わっており、多様な視点並びに企業のコミュニケーションに関する専門的な知見を有しているとともに、会社経営者として経営全般に関する幅広い見識をもち、社会で起きている事象に対する深い洞察力のもと、課題解決に向けた企画力・実行力にも秀でていることから、当社におけるステークホルダーとのコミュニケーションに関する助言や業務執行に関する監督の強化・充実に寄与することを期待したためであります。
4. 船木真由美氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、船木真由美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
6. 当社は、船木真由美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
7. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年2月に更新の予定です。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員 の 状 況 (3) 役員等賠償責任保険契約の概要」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場： 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター 1階 Room B

TEL 03-6206-4855



交通 JR 中央線・総武線「御茶ノ水」駅  
東京メトロ 千代田線「新御茶ノ水」駅  
東京メトロ 丸ノ内線「御茶ノ水」駅  
都営地下鉄 新宿線「小川町」駅

聖橋口から  
出口B2  
出口1から  
B3出口から

徒歩 約1分  
直結  
徒歩 約4分  
徒歩 約6分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。